平成２４年（フ）第５３２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目２番２号　リバーサイドコート102号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目９番４―202号
債務者　濵本　奈美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３０号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志1395番地　サンリットＡ102号
債務者　千布　智子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２４４号
大分県別府市松原町14番７号　桑原アパート302号
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４０号
大分県杵築市大字大内3023番地３　アール弐番館203、申立前の住所大分県竹田市荻町瓜作4546番地
債務者　本田　裕三
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
宮崎県延岡市土々呂町２丁目674番地78
債務者　黒木美和子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１３５号
宮崎県延岡市伊形町5514番地４
債務者　門脇　清隆
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３７３号
沖縄県那覇市高良２丁目14番１号　清国アパート302
債務者　有村　太介
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４３号
福島県郡山市字五百渕山１番地　県営住宅06棟104号
債務者　渡部　　守
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
福島県郡山市字五百渕山１番地　県営住宅06棟104号
債務者　渡部セツ子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
石川県加賀市松が丘３丁目23番地47　パークシティ加賀102号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉桜町１丁目56番地１
債務者　塩村美奈子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第６５号
石川県加賀市山代温泉桜町１丁目56番地１
債務者　塩村精志朗
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第６６号
石川県能美市上開発町105番地　リーフガーデン・Ｃ―１号、従前の住所石川県能美市緑が丘十丁目８番地
債務者　荒木　紀子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２８２号
兵庫県川西市花屋敷１丁目29番14号10、前住所兵庫県宝塚市口谷西３丁目55番地の１
債務者　松本　明美（旧姓栗田）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５３７号
兵庫県尼崎市東本町３丁目79―301号、住民票上の住所大阪府貝塚市王子755番地９
債務者　芳尾　一美
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４６号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目36番45―402号
債務者　岩谷　愛子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４７号
兵庫県西宮市小松南町３丁目４番12―101号
債務者　小西　幸治
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８号
兵庫県たつの市揖保町東用39番地３
債務者　西山　千春
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
神戸地方裁判所龍野支部